

一般社団法人 LBMA Japan

位置情報データのマーケティング・サービス活用

2021年12月



LBMA – Location-Based Marketing Association

2010年に設立

世界中に26以上の「Chapter（支部）」と1,600社の会員を持つ、位置情報データを活用したマーケティングやサービス施策の促進を目的とする非営利事業者団体です。

The Location Based Marketing Association (The LBMA)

The Location Based Marketing Association is a global trade association dedicated to promoting research, education, and innovation at the intersection of people, places, and media. It is a great global voice and platform for bringing together location-based solution and service providers together with the world's biggest brands and their advertising agencies.

Location: Digital value chain for the localization of people, places and media

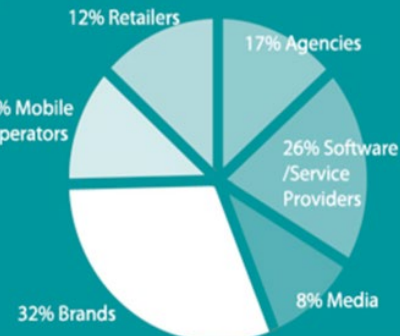
With more than 1,400 members globally spanning 20+ countries, the LBMA operates as an independent body bringing together both the brands seeking to use location data and the technology and media companies able to provide it. Founded in 2010 in Canada, the group now seeks to continue to lead the discussion around innova-

Our Members

Worldwide, we have more than 1,400 members spread across three different continents.

Our Members Are:

- Retailers
- Brands
- Agencies
- Media
- Software/Service Provider
- Mobile



42% North America

27% Europe (U.K. and Germany)

17% APAC

15% Rest of the World

LBMA Toronto - jerry@thelbma.com

LBMA Montreal - michael@thelbma.com

LBMA San Francisco - tim@thelbma.com

LBMA New York City - dan@thelbma.com

LBMA Austin - trey@thelbma.com

LBMA Atlanta - aubriana@thelbma.com

LBMA Miami - tom@thelbma.com

LBMA Montreal - michael@thelbma.com

LBMA Chicago - erin@thelbma.com

LBMA SoCal - scott@thelbma.com

LBMA Madrid - mad@thelbma.com

LBMA Amsterdam - ams@thelbma.com

LBMA Stockholm - mike@thelbma.com

LBMA San Francisco - tim@thelbma.com

LBMA Edinburgh - mark@thelbma.com

LBMA Singapore - sgp@thelbma.com

LBMA DACH - carsten@thelbma.com

LBMA Sydney - alex@thelbma.com

LBMA Prague - martin@thelbma.com



一般社団法人 LBMA Japan

LBMA のGlobal（登記上はカナダのNPO法人）にて日本支部として活動しつつ、日本独自の位置情報関連マーケティング、事業を推進する、非営利団体です。

団体としてLBMA本部に加盟



法人番号：8010005031503
所在地：東京都千代田区神田神保町2丁目20番地13
設立日：2020年2月26日（活動は2019年10月に開始）



■会長：Asif Khan
(LBMA President/Founder)



■代表理事：川島 邦之
(リバーアイル：代表取締役社長／Pinmicro：取締役CRO)



- 理事：
- 内山 英俊 (unerry：代表取締役CEO)
 - 荻田 剛大 (GMOタウンWiFi：Founder/CEO)
 - 酒田 理人 (BlogWatcher：代表取締役社長)
 - 村田 竜一 (三井住友海上火災：デジタル戦略部 Principle Data Scientist)
 - 市川 史祥 (技研商事インターナショナル：執行役員)

LBMA Japan Members

2021年11月現在：43社



2021年 LBMA Japan活動 カンファレンス

位置情報マーケティング&サービスを推進するために様々な施策を展開。メンバー各社と共に業界を盛り上げています。

3/18
|
19



位置情報ビジネスカンファレンス2021 Spring ONLINE

830人参加

主催：シナラシステムズジャパン

7/28
|
30



位置情報 × DXカンファレンス ONLINE 2021

1,200人参加

主催：技研商事インターナショナル

10/19
|
22



CEATEC 2021 ONLINEコンファレンス登壇・団体出展

1,500人参加

<https://online.ceatec.com/booth/3887>

10/27
|
29



位置情報ビッグデータカンファレンス feat. LBMA Japan

主催：ブルグウォッチャー

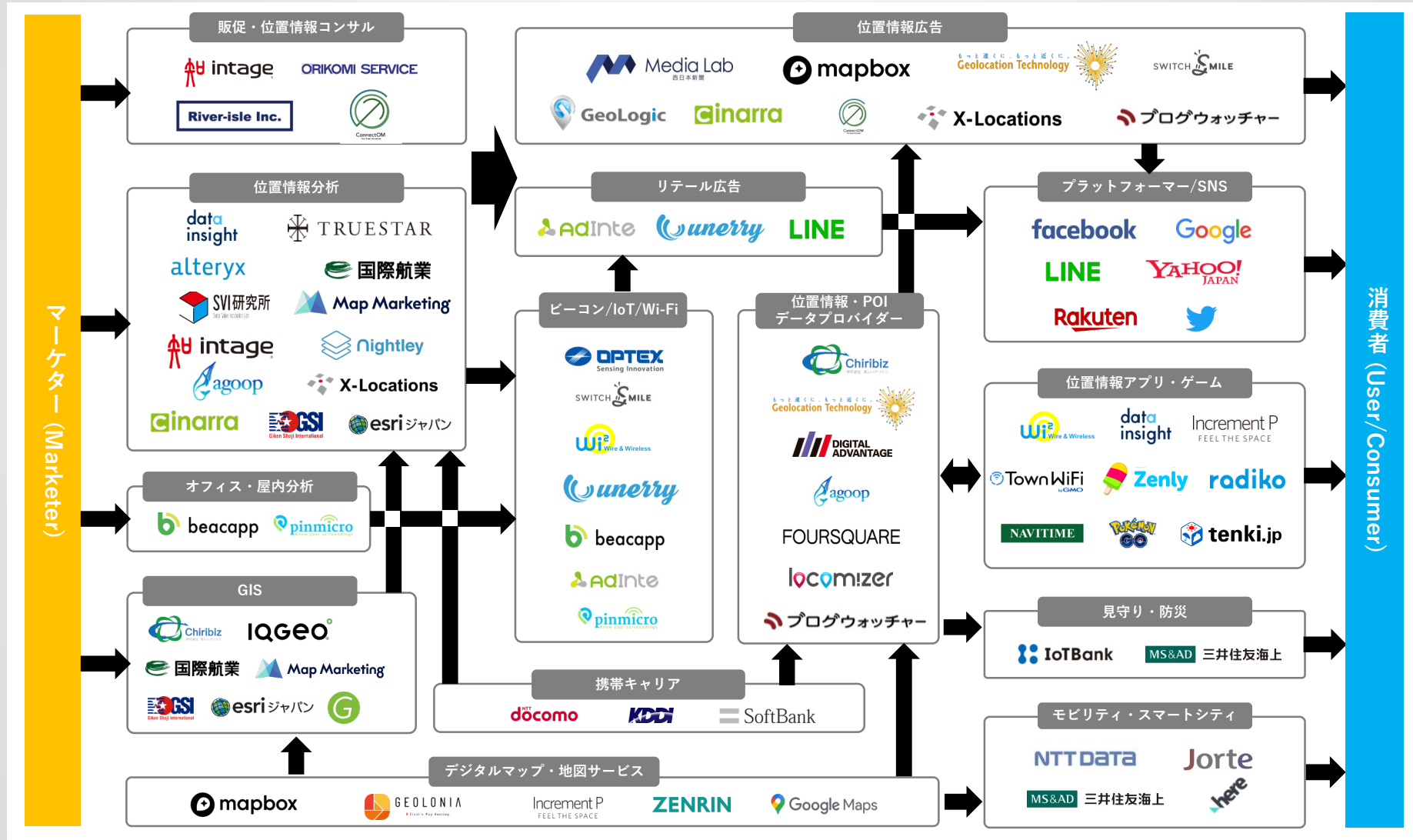
2021年 LBMA Japan活動 定期開催

位置情報マーケティング&サービスを推進するために様々な施策を展開。メンバー各社と共に業界を盛り上げています。

- ・ 会員間による、**最新情報・意見交換会**（月1回）
* その時々ホットなトピックを会員間で情報・意見交換を行うオンライン会議
- ・ **世界の他のチャプターとの交流ONLINE会議**
- ・ **位置情報データ活用マーケティング・サービスのホワイトビデオ**
（アーカイブ）
- ・ 位置情報関連の**相談窓口の設置**
- ・ **ビジネスマッチング窓口**
- ・ **データサイエンティスト勉強会**

位置情報マーケティング・サービス カオスマップ

2021年11月



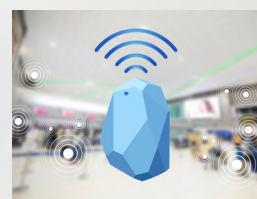
デバイスロケーションデータとは？

LBMA Japanで新しく定義した単語

デバイスロケーションデータ

DEVICE LOCATION DATA

GPS/WiFi/Beaconなど、



様々な**スマートデバイス**から取得された**ロケーションデータ**

デバイスロケーションデータ活用シーン

感染予防対策のための
人流解析



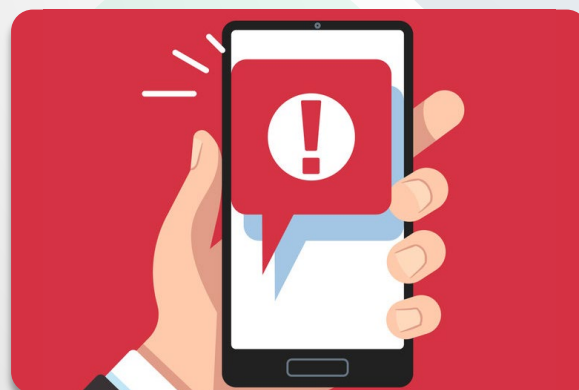
都市計画



市場調査



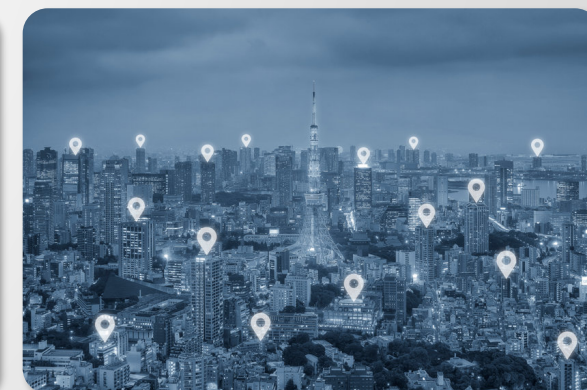
防災・災害時の対応



クーポン・広告



物流



ゲーム

デバイスロケーションデータの利活用

スマートデバイスから取得されたデバイスロケーションデータは、

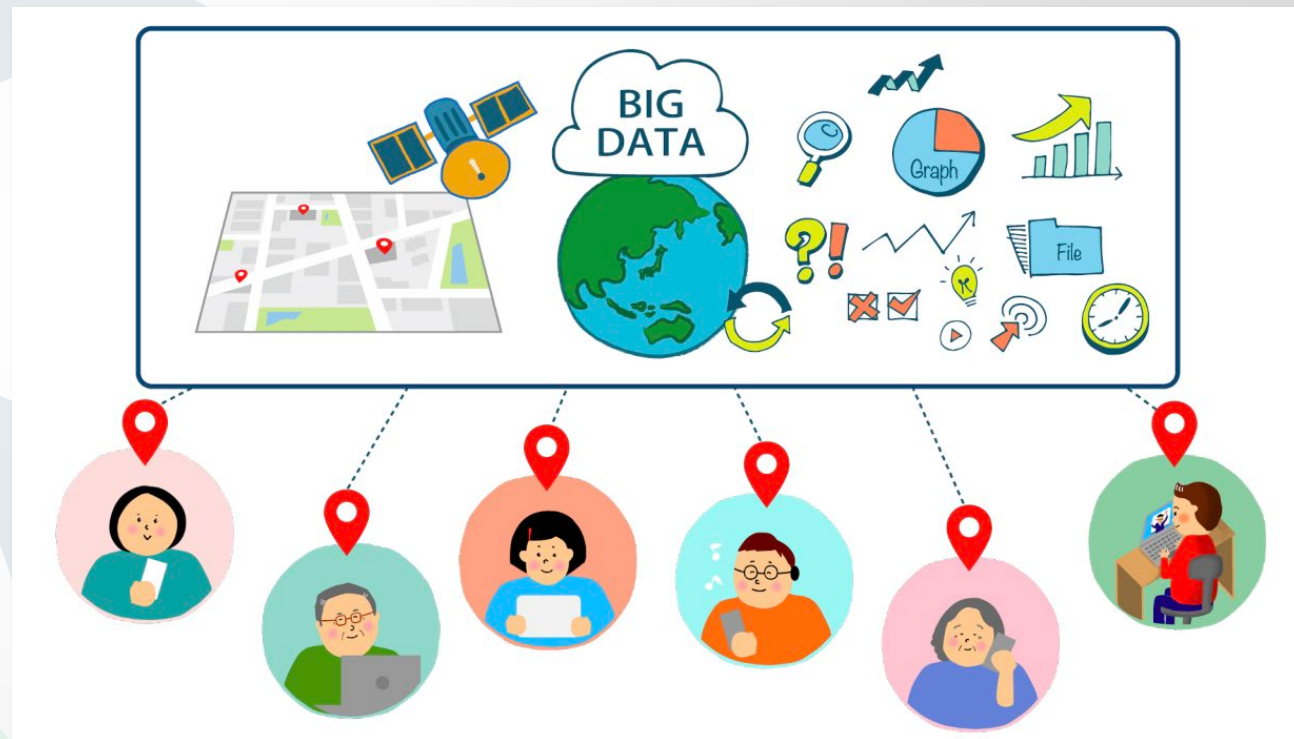
感染予防対策のための人流解析

生活を便利にするための情報の発信

お得なクーポンや広告等の配信

市場調査や都市計画等のための統計データの作成

インフラの整備や災害時の対策



等を目的として、国や地方自治体、研究機関や民間企業等において活用されています。

プライバシーへの絶対的な配慮

LBMA Japanは、**デバイスロケーションデータの正しく、有効な利活用を進める活動**を行っています。

プライバシーに配慮した利活用を進めます

- ・個人情報（氏名や連絡先など）は取得されません。
- ・個人が特定されないよう、データに加工が施されます。
- ・差別や偏見の生じるような利活用は禁止しています。



データ利活用の透明性向上に努めます

- ・データの提供はあなたの同意を得て行われます。
- ・データの提供や利活用はいつでも停止することができます。



デバイスロケーションデータは、アプリケーションや各種Webサービス等において、
「**許諾を得たユーザの端末**」から取得されています。

健全で持続可能なデバイスロケーションデータの利活用を促進しています。

位置情報等の「デバイスロケーションデータ」 利活用に関する共通ガイドライン

位置情報等のデバイスロケーションデータの利活用にあたって、
スマートデバイス利用者のプライバシーに配慮する取り組み



スマートフォンやタブレットから許諾を得た上で取得される
位置情報等のデバイスロケーションデータが、
社会で広く利活用されています。



企業が位置情報等のデータを正しく大切に扱い、
誰もが安心できる形で有効な利活用がされるよう、
社団法人LBMA Japanに加盟する企業が遵守するルールを
「共通ガイドライン」として定めています。



共通ガイドラインは、法令遵守はもちろん、
倫理面や社会風潮にも配慮して策定を行っています。

社会的な認知と合意



法令・指針の遵守



人々の心情への配慮



ガイドライン設置の背景・概要

これまでは、デバイスロケーションデータの利活用を行う事業者が、
法令に基づき、独自のルールに則った利活用を行ってきました。

しかし、昨今のデータの利活用における社会的な影響等を背景に、健全
で持続可能なデータの利活用を促進するためには、**業界全体としての
基準を定める**ことが本質的であると考え、一般社団法人LBMA Japan
の会員が指標・基準とできる**共通ガイドラインの作成・発表**に至
りました。

本ガイドラインは、会員企業・法曹・弁護士・倫理学者等との議論を重ね、
個人情報保護委員会事務局、及び関連各機関への相談を実施の上で作
成いたしました。

ガイドライン原則

広く社会に向けて、LBMA Japanのデバイスロケーションデータの利活用に関する原則（約束）を定めます。

LBMA Japanは、位置情報等のデバイスロケーションデータの利活用を通じた新しいサービスや、イノベーションの創出に携わる企業によって構成されています。

デバイスロケーションデータの利活用は、人々の生活を豊かにする反面、プライバシーに関連した様々な懸念を生じ、議論の的となってきました。

LBMA Japanは、技術革新を通じた持続可能な社会の発展に貢献するうえで、個人の基本的人権を尊重することが、最も優先される判断基準であると考えています。

そのため、LBMA Japanでは倫理的・法的・社会的観点から多様なステークホルダーとの対話を繰り返し、正しいデータの利活用のあり方をガイドラインとして定めました。

本ガイドラインは、LBMA Japanに加盟する各企業が内容を遵守し、業界全体や関係者への認知を広める中で、デバイスロケーションデータの利活用に対する、社会的な信頼を高めることを目標としています。

デバイスロケーションデータ 利活用五原則

1. 基本的人権尊重の原則

不当な差別や偏見、その他の不利益につながり得るデータの利活用を禁止し、一般的に個人が嫌忌する可能性の高い利活用において、細心の注意を払います。

2. 透明性追求の原則

データの取得・利活用に関する透明性を高めるため、スマートデバイス利用者から提供されたデータを、誰が、いかなる目的で、どのように利活用しているかを、できるかぎり詳しく、明示的に説明します。

3. 選択性担保の原則

個人の意思に基づいて、データの提供範囲や利活用方法を選べる状態を、プライバシー・バイ・デザインの概念に基づき、加盟各社のサービスや技術に即して予め設計し、最大限担保していくことを目指します。

4. 安全性確保の原則

本ガイドラインならびに加盟企業各社が定めるセキュリティ基準に則り、機密性の高い情報として管理・運用します。

5. 持続可能性向上の原則

当該ガイドラインの実効性を高めるため、加盟企業の従業員に対する教育や人材育成を継続します。また、加盟各社ならびにLBMA Japanにて対象データの取扱いに関する相談窓口を設け、利用者からの問い合わせに適切かつ迅速な対応を行います。

個人情報保護法との向き合い

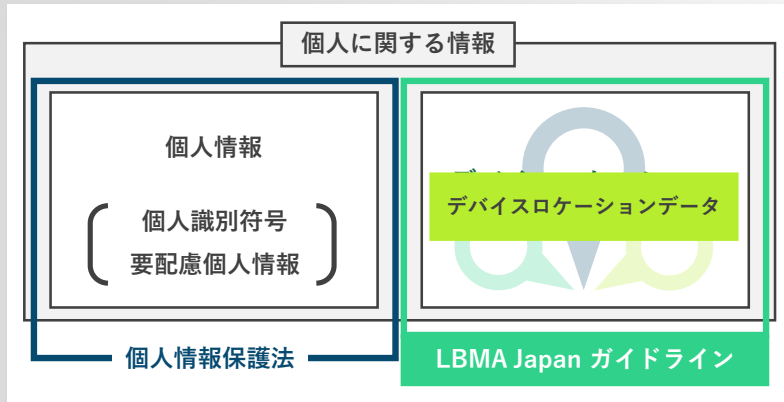


- 個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号。以下「個人情報保護法」。単に「法」という）に定められる個人情報と関連付けられたデバイスロケーションデータや、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるデバイスロケーションデータの取り扱いは対象外とし、個人情報保護法に従った運用を行うものとします。
- 電気通信事業法に規定される通信の秘密に該当する位置情報を取り扱う場合、あるいは加盟企業が電気通信事業者である場合には、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（2017年総務省告示第152号。最終改正2017年総務省告示第297号）に従うものとします。

デバイスロケーションデータ（LBMA Japan 共通ガイドライン） の2022.4の改定見込

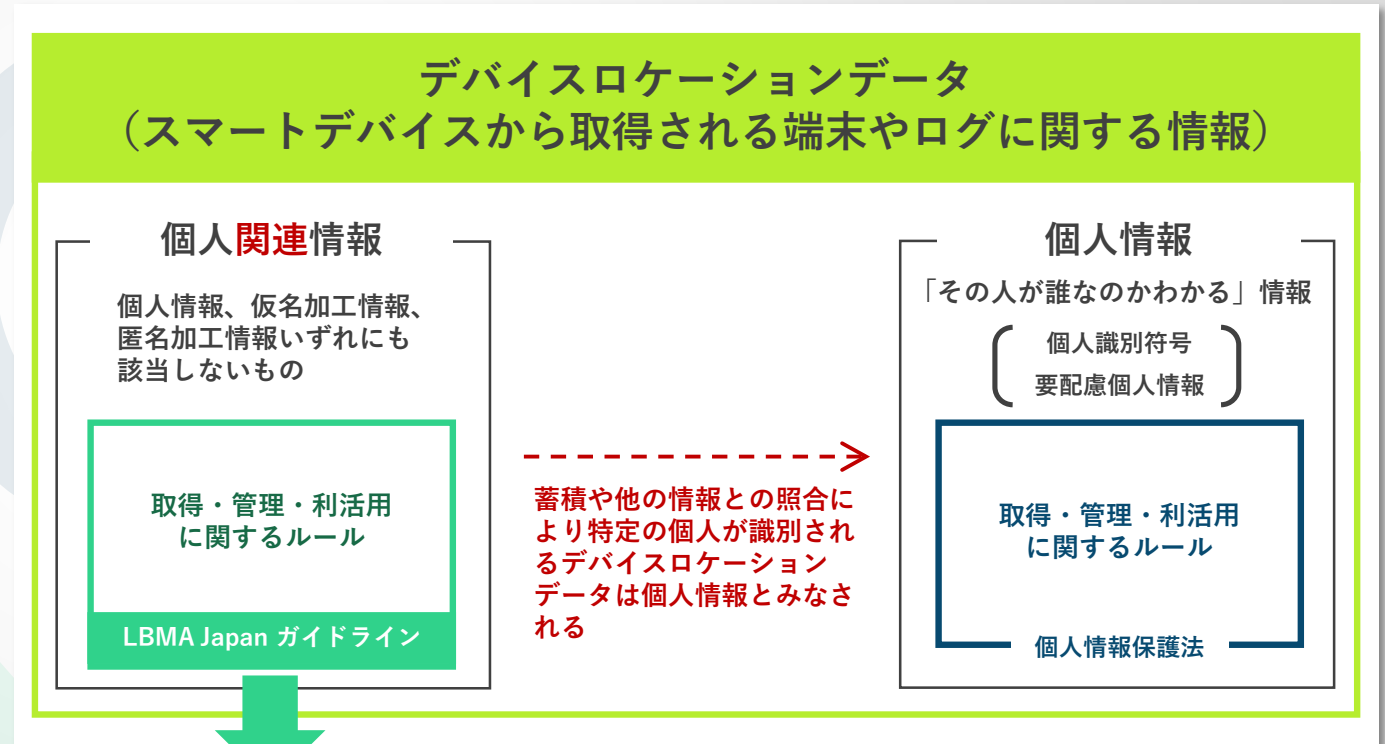
現在

「個人情報保護法」の範囲外



改正法施工後（2022.4.1～）

「個人情報保護法」の範囲内



「個人関連情報」として取り扱う際のルールを規程

1. データ**取得**時（外部から取得する際の配慮事項等）
2. データ**管理**時（データ保管時の配慮事項等）
3. データ**利活用**時（第三者への連携時の配慮事項等）